### 国際関連情報 FASB情報

### FASB の動向 (2013 年 5 月~2013 年 7 月)

専門研究員 宮林 明弘

#### FASB が IASB と共同で、リースに関する改訂公開草案を公表(2013年5月)

2013年5月16日に、米国財務会計基準審議会 (FASB) は国際会計基準審議会 (IASB) と共同で、リース会計の変更を提案する改訂会計基準更新書 (ASU) 案 (改訂公開草案)を公表した。本改訂公開草案は、リース取引に関連したレバレッジ、使用している資産及びリスクについて、より透明性の高い情報を提供することで、財務報告の質と比較可能性を改善することを目的にしている。

現行の会計基準のモデルでは、借手と貸手はリースをキャピタル・リース(例えば、経済的耐用年数のほとんどすべての期間をリースする設備のリース)ないしオペレーティング・リース(例えば、10年間の事務所スペースのリース)のいずれかに分類し、分類の結果に応じて違う会計処理がなされる。借手の場合、キャピタル・リースでは貸借対照表にリース資産と負債が認識されるが、オペレーティング・リースではそれらは認識されない。それにより、大半のリースが借手の貸借対照表で報告がされない規行の会計基準では、リース取引の忠実な表現は必ずしも提供されておらず、財務諸表の利用者のニーズを満たしていないとの批判がされて

きた。

当該批判に対応するため、2006 年に FASB と IASB (以下「両審議会」という。) は、米 国会計基準と IFRS によるリースに関する財務 報告を改善するためのプロジェクトを立ち上げた。

両審議会は、リースによって創出される権利 と義務を資産と負債として認識することを借手 に要求するアプローチを開発した。借手は12 か月超のリースについては、資産と負債を常に 認識することが提案されている。

違った経済効果を持つ多様なリース取引より 良く反映するため、本改訂公開草案は、認識、 測定、費用及びキャッシュ・フローの表示について、2種類のアプローチを提案している。当 該アプローチによれば、大部分の不動産のリースにおいては、借手はリース費用を損益計算書 にて定額ベースで報告する。一方で、不動産以 外(設備や車両)の大部分のリースにおいて は、借手は資産の償却とリース負債からの利息 を別々に報告する。

両審議会はまた、リース取引で原資産の認識 の中止をする、設備ないし車両の貸手の会計処 理方法についても変更を提案している。当該変 更により信用リスクと資産リスクの貸手のエクスポージャーについて、より透明性の高い情報を提供できる。

リースプロジェクトは、FASBとIASBによるコンバージェンスを目指すプロジェクトであり、今般それぞれから同日に公表された本改訂

公開草案の内容はほぼ同一である。

本改訂公開草案のコメント期限は、2013年9 月13日である。

本改訂公開草案の全文は、FASBのウェブサイトで閲覧できる。また、本改訂公開草案の詳細については本誌189頁をご参照いただきたい。

# FAF、FASB の企業結合に関する会計基準に対する適用後レビューを完了 (2013年5月)

2013 年 5 月 22 日に、FASB の母体組織である米国財務会計財団(FAF)は、財務会計基準書(SFAS)第 141 号(R)「企業結合」「以下「FAS 第 141 号(R)」という。)の適用後レビューを完了した旨及びその報告書を公表した。FAS 第 141 号(R)は、企業結合の際に、取得日に取得企業が、取得資産、引受負債及び被取得企業に対する非支配持分を、(限定的な例外を除いて)取得日の公正価値で測定して認識することを要求している。

FAFの本適用後レビューのチームは以下のように結論付けている。

- FAS 第 141 号 (R) により、パーチェス法に関するいくつかの実務上の問題点は解決されているが、未解決のままの問題点もある。また、IFRS 第 3 号「企業結合」と多くの点でコンバージェンスを達成しているものの、まだ相違点が残っている。
- FAS 第 141 号 (R) の原則と要求事項は理解 可能であり、概して FASB の意図どおりに 適用されることができる。しかしながら、適 用に困難性がある分野として、取得資産及び 引受負債の SFAS 第 157 号「公正価値測定」<sup>2</sup> による公正価値測定、偶発対価の公正価値測 定、資産の取得か企業結合かの判断、が挙げ

られている。

- 投資家は概して FAS 第 141 号 (R) の適用 により出てくる情報に満足している。一方 で、(a)公正価値測定が困難である資産と負 債、(b)割安購入 (bargain purchase) の結 果、(c)実質的には資産の取得である取引、か ら生じるに企業結合関連の情報について、信 頼性と有用性に疑問を呈している投資家もい た。
- FAS 第 141 号 (R) の適用のためのコストと 複雑性は FASB が意図したより高い。最も 複雑であるのは、一部の項目に対する公正価 値測定である。
- FAS 第 141 号 (R) は、情報の目的適合性と 完全性の改善を達成している。しかしなが ら、公正価値測定に関する信頼性の問題か ら、比較可能性、信頼性、忠実な表現につい ては、改善が完全には達成されていない。

本適用後レビューの結果に対して、2013年5月30日に、FASBは回答書を公表した。 FASBは、本適用後レビューの発見事項について、現在進行中の他のプロジェクトと関連して考慮していくと述べた。また、FASBは、本適用後レビューでの企業結合時の取得資産と引受負債の公正価値測定にかかるコストと複雑性に

<sup>1</sup> 現在は FASB-ASC Topic 805「企業結合」に組み込まれている。

<sup>2</sup> 現在は FASB-ASC Topic 820「公正価値測定と開示」に組み込まれている。

関する指摘について留意し、これについての対処方法は、これから実施される SFAS 第 157号の適用後レビューの結果及び IASB で実施する IFRS 第 3号の適用後レビューの結果を見て

から決めたい、と述べた。

本適用後レビューの FAF の報告書の全文、 及び、FASB のそれに対する回答書の全文は FAF 及び FASB のウェブサイトで閲覧できる。

#### FASB、ASU 第 2013-08 号を公表(2013 年 6 月)

2013年6月7日にFASBは、ASU第2013-08号「金融サービス-投資会社(Topic 946): 範囲、測定、及び開示規定の改訂」を公表した。

本 ASU は、公開会社・非公開会社が投資会 社であるか否かを判断するための新しいアプローチを定めている。また、本 ASU は、投資 会社の特徴を明確にし、さらに投資会社に関す る測定と開示の要求内容を定めている。

本 ASU は、FASB と IASB が投資会社か否かの判断(投資会社であれば、財務諸表利用者にとって、投資については公正価値が最も目的適合性のある測定となる)について、一貫したアプローチを開発しようとした努力の結果である。

本 ASU によると、米国の 1940 年投資会社 法によって規制される企業は、会計上、投資会 社である。その他のすべての会社は、以下の特 徴に従って投資会社か否かを評価されなければ ならない。

- a. 企業が投資家から資金を得て、投資家に投 資マネジメント・サービスを提供する。
- b. 企業の事業目的と唯一の実質的活動は、投資値上がり益ないし投資収益(又はその両方)のみから構成されるリターンを得るために資金を投資することである、ということを投資家に約束している。
- c. 企業ないしその関係会社は、被投資企業ないしその関係会社から、所有持分に通常帰属 しない又は投資値上がり益又は投資収益では

ないようなリターンないし利益を獲得しない (又は、獲得することを目的としていない)。

- d. 企業は、複数の投資をしている。
- e. 企業は、複数の投資家を持つ。
- f. 企業は、親会社に関係していない、又は、 投資マネージャーではない投資家を持つ。
- g. 企業の所有持分は、資本持分かパートナー シップ持分の形式になっている。
- h. 企業は、投資案件のほとんどすべてを、公 正価値ベースで管理している。

投資会社である場合、基礎的な特徴である上記の(a)から(c)はすべて該当するはずである。投資会社はまた、典型的には(d)から(h)の特徴も持っているが、それらのうちどれか1つないし複数の特徴が該当しない場合には、すべての事実と状況を考慮して、投資会社か否かを判断・決定する。

投資会社はまた、他の投資会社に対する非支配持分について、持分法を使用するのではなく、公正価値で評価することが要求される。さらに、投資会社は以下の追加的開示をしなければならない。

- ① 企業が投資会社である事実と、特定のガイ ダンスを適用している旨
- ② もしあれば、企業の投資会社としての状態の変化に関する情報
- ③ 投資会社から被投資先へ、資金が支援されたか支援されることが契約上要求されていることについての情報

2012年10月に、IASBは、「投資企業」(IFRS

第10号、IFRS 第12号及びIAS 第27号の修正)を公表した。両基準の投資会社の評価アプローチは類似しているが、IFRS の投資会社のガイダンスの範囲は、米国会計基準のものより狭い。IFRS では連結のガイダンスの例外としてのみの扱いだが、米国会計基準では投資会社の包括的な会計処理と報告ガイダンスを扱って

いる。

本 ASU は、2013 年 12 月 15 日より後に始まる年度から適用され、早期適用は禁止されている。

本 ASU の全文は、FASB のウェブサイトで 閲覧できる。

## FASB、継続企業の不確実性に関する財務報告の改善について提案する ASU 案を公表 (2013 年 6 月)

2013 年 6 月 26 日に FASB は、ASU 案(公 開草案)「財務諸表の表示(Topic 205):継続 企業の前提に関する不確実性の開示」を公表し た。

現行の米国会計基準では、継続企業の不確実性についての経営者による評価や開示(注記にいつ、そしてどのように、その不確実性を開示すべきか)に関するガイダンスがない。そこで本 ASU 案は、これらに関するガイダンスを提供し、その不確実性に関する財務報告のバラつきを減少させ、これらの開示の適時性と質を改善しようとしている。このような改善は、現在監査基準にある多くの原則と以下の点を会計基準に組込むこととにより達成される。

- ① 経営者に、継続企業に関する評価をより頻繁に実施することを要求する。
- ② 継続企業に関する開示を開始しなければならなくなる閾値とそれに関連したガイダンスを規定する。
- ③ 評価対象期間を財務諸表日後24か月とし

て要求する。

④ 米国証券取引委員会 (SEC) への提出企業 が継続企業の能力に関する重大な疑義の有無 を決定するための閾値を提供する。

本 ASU 案による継続企業の不確実性についての開示に関する提案は、公開企業、非公開企業及び非公開非営利組織を含むすべての報告組織に適用されることが予定されている。それに加え、SEC への提出企業である公開企業は、継続企業の能力に重大な疑義が生じているか否かを評価・決定し、それが生じている場合には、当該決定について注記で開示することが要求される。

本 ASU 案は、適用日後に将来に向かって適用される。発効日は、本 ASU 案へのフィードバックを考慮した後に決定される。

本 ASU 案へのコメント期限は 2013 年 9 月 24 日とされている。

本 ASU 案の全文は、FASB のウェブサイト で閲覧できる。

## FASB、保険契約の会計処理の改善について提案する ASU 案を公表(2013年)6月)

FASB が 2013 年 6 月 27 日に、ASU 案 (公開草案)「保険契約 (Topic 834)」を公表した。 米国会計基準には既に保険契約についての包 括的な会計基準があるものの、新しい保険商品 や新しい保険契約の条件や特徴に対応するた め、長年の間に進化し続けてきた。その結果、 多数の会計モデルの存在や、ガイダンス間の不整合などの状況が発生してきた。一方で IFRS には保険契約に関して包括的な基準がなかった。このような状況から、FASB と IASB は保険契約プロジェクトを共同で実施し、米国会計基準の改善を図るだけではなく、IFRS とのコンバージェンスも進めようとした。

本 ASU 案による、最も重要な変更点のうちの1つは、重要な保険リスクを移転する契約には、当該契約を発行する企業の種類にかかわらず同様に本 ASU のガイダンスが適用される、ということである。その結果、本 ASU 案は、保険会社だけではなく、銀行、保証人、サービス・プロバイダー、その他の形態の保険者などにも適用され得る。

本 ASU 案はまた、発行した保険契約及び保持している再保険契約に関して保険者が適用すべき財務諸表上での認識、測定、表示及び開示についての原則を確立した。それにより、保険債務に関して、当該債務に関連するキャッシュ・フローの性質、金額、タイミング、不確実性、及び包括利益計算書への関連した影響を含む、より有用な情報が提供されることになる。

本 ASU 案では、保険者は契約の特性に応じて2つの測定モデルのうち1つを適用する。ビルディング・ブロック・アプローチはほとんどの生命保険契約、年金契約、長期の健康保険契約に適用され、保険料配分アプローチは、ほとんどの財産保険、損害賠償保険、短期の健康保険に適用される。

ビルディング・ブロック・アプローチを使用して会計処理する保険契約は、すべての関連する情報を織り込み、契約のすべての特徴(保証及びオプションを含む)を考慮した偏りのない確率加重の見積りに基づく履行キャッシュ・フロー(正味の期待キャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフロー)の現在価値を基礎

にして毎報告期間に測定される。

保険料配分アプローチを使用して会計処理する保険契約は、まだ稼得されていないが発生保険金及び給付金の予想時期に基づいてその後の期間に解放される引受保険料(キャッシュ・インフローの総額)を表す残存カバーに係る金額を負債として含める。保険金の発生時に別個の負債が報告され、当該負債は、保険金及び関連する費用を決済するための将来キャッシュ・フローの現在価値の期待値に基づいて測定される。

双方のアプローチにおいて、保険者の期待 キャッシュ・フローの見積りの変更は、割引率 の変更の結果として生じる影響(その場合はそ の他の包括利益に計上される)を除き、純利益 として計上される。双方のアプローチにおい て、保険者は提供されたカバーないしサービス の価値に応じて、収益を認識する。保険金と契 約関連費用は、発生時に認識する。保険契約者 や保険金受取人に返金することが見込まれる受 取額は、保険事故が発生するか否かにかかわら ず、収益及び費用から除外される。

この FASB による提案は、上述のように IASB との共同プロジェクトとして開発された。IASB は保険契約に関する公開草案を 2013 年 6 月 20 日に公表している。双方の提案は、類似の基礎を含んでいる(特に現在の見積り(current estimate)の使用において)が、相違点も存在する。両社の比較は FASB の本 ASU 案に含まれている。

本 ASU 案のコメント期限は 2013 年 10 月 25 日とされている。

本 ASU 案の全文は、FASB のウェブサイトで閲覧できる。



2013 年 7 月 1 日、FASB は、非公開企業の財務諸表に関連して、非公開企業の利害関係者が米国会計基準の目的適合性と複雑性に懸念を表明していた 3 つの点に対処をするため、以下の 3 つの ASU 案(公開草案)を公表した。これらの ASU 案は、非公開企業評議会(PCC)の提言に基づいている。コメント期限は 3 つとも2013 年 8 月 23 日である。これらの ASU 案の全文は、FASB のウェブサイトで閲覧できる。

• ASU 案「企業結合 (Topic 805): 企業結合 における識別可能無形資産の会計処理!

非公開企業の場合は、企業結合において、別個に認識すべき識別可能無形資産がより少なくなるように要求事項を修正することを提案している。

ASU 案「無形資産—のれんその他(Topic 350):のれんの会計処理」

非公開企業に対しては、のれん(企業結合に

際して認識される)の償却を許容し、簡便的な 減損モデルを提案している。

ASU 案「デリバティブとヘッジ (Topic 815):特定の変動受・固定払の金利スワップの会計処理」

金融機関以外の非公開企業に対して、変動金 利借入金を固定金利借入金に転換することを目 的に締結した特定の金利スワップについて、2 つの簡便的なアプローチの選択肢を提供するこ とを提案している。

コメント募集期間中に、FASBスタッフは、これらの提案が公開企業や非営利組織に対しても拡大されるべきか否かについてのリサーチと分析を実施し、これについて将来のFASB会議で扱うとしている。

## FASB、EITF 会議の合意に基づき ASU 第 2013-10 号及び第 2013-11 号を公表 (2013 年 7 月)

FASB は、発生問題専門委員会(EITF)による合意に基づき、2013年7月17日にASU第2013-10号を、また、7月18日にASU第2013-11号を公表した。双方のASUの全文は、FASBのウェブサイトで閲覧できる。

ASU 第 2013-10 号「デリバティブ及びヘッジ(Topic 815): ヘッジ会計目的のベンチマーク金利としての、フェデラル・ファンド実効スワップ金利(又は翌日物インデックス・スワップ金利)の追加!

現行の米国会計基準では、ヘッジ会計目的と

して、UST(米国債)金利及び LIBOR のみがベンチマーク金利とされてきた。しかし、2008年の金融危機以降、フェデラル・ファンドへの預託金を調整するためのオーバーナイト銀行間取引が増大したため、その金利であるフェデラル・ファンド金利へのエクスポージャーとそれをヘッジする需要が大幅に拡大した。加えて、同金利を参照するフェデラル・ファンド実効スワップ金利(翌日物インデックス・スワップ(OIS)金利)と従来のベンチマーク金利である LIBOR とのスプレッドが拡大したために、ベンチマークとしての OIS 金利の重要性が増

大した。

そこで、本 ASU では、ヘッジ会計目的でのベンチマーク金利に、UST 金利と LIBOR に加え、OIS 金利を追加することにした。また、本 ASU により、類似のヘッジに異なるベンチマークを使用することの禁止条項が廃止されている。

本 ASU は、2013 年 7 月 17 日以降に、新規 指定又は再指定された適格なヘッジ関係につい て、将来に向かって適用される。

ASU 第 2013-11 号「法人所得税(Topic 740):繰越欠損金(又は類似の税務上の欠損金)、又は繰越税額控除を有している場合の未認識の税務上の便益の表示

現行の米国会計基準には、繰越欠損金(又は類似の税務上の欠損金)又は繰越税額控除が存在する時の未認識の税務上の便益の財政状態計算書上の表示方法について明確なガイダンスがないため、当該表示に関して実務にばらつきが生じていた。本 ASU は、この問題に対処している。

本 ASU によれば、繰越欠損金又は類似の税 務上の欠損金(以下「繰越欠損金等」という。) 又は繰越税額控除が存在する時の、未認識の税 務上の便益の財政状態計算書上での表示は以下 のとおりになる。

① 未認識の税務上の便益について、当該税務 ポジションの否認を受けた場合の追加法人所 得税の決済に、繰越欠損金等又は繰越税額控 除の使用を適用される税法が認めていない、 又は、税法がその使用を要求はしておらず、 かつ、企業にそれを使用する意図がない場合:

当該未認識の税務上の便益は負債として表示する。

#### ② ①以外の場合:

当該未認識の税務上の便益は、当該繰越欠損 金等又は繰越税額控除に基づく繰延税金資産 に対する減額とする。

本 ASU は、公開企業に関しては、2013年 12月15日(非公開企業に関しては、2014年 12月15日)より後に始まる事業年度及びその 事業年度内の期中期間から適用される。早期適 用は認められる。適用日に存在するすべての未 認識の税務上の便益から将来に向かって適用さ れるが、溯及適用も認められる。

#### FASB、EITF 会議の合意に基づき 3 つの ASU 案を公表 (2013 年 7 月)

FASB は、発生問題専門委員会(EITF)に よる合意に基づき、2013年7月19日に、以下 の3つの ASU 案(公開草案)を公表した。コ メント期限は3つとも2013年9月17日であ る。これらの ASU 案の全文は、FASB のウェ ブサイトで閲覧できる。

ASU 案「連結(Topic 810):連結される債務担保金融事業体の金融負債の測定」
現行の米国会計基準は、「連結(Topic 810)」

により、報告企業がある変動持分事業体 (VIE)の主たる受益者である場合は、当該 VIEを連結することを要求している。したがっ て、報告企業は、VIEである債務担保金融事 業体 (collateralized financing entity)を連結 しなければならない場合がある。ここで、債務 担保金融事業体とは、金融資産を所有して当該 金融資産に対する受益持分を発行し、資本は僅 少な金額のみである事業体である。当該受益持 分は当該金融資産へのリコースを有しており、



金融負債に分類される。

債務担保金融事業体を当初連結する時、多くの報告企業は、その事業体の金融資産と金融負債の会計処理に、公正価値オプションを選択している。この際の金融資産と金融負債の公正価値の差額に関する会計処理に関して実務にばらつきが生じていたので、本 ASU 案はこれに対処しようとしている。

本 ASU 案によれば、報告企業は、債務担保金融事業体の金融負債の測定について、公正価値オプションを適用することはできず、以下の1. の金額から2. の金額を控除した金額で測定をすることができる(公正価値オプションは選択適用規定であったのと同様に、本 ASU 案の測定方法は選択適用規定である。これを選択しなかった場合は、他の Topic に従って測定をする。)。

- 1. (a)当該債務担保金融事業体が保有する金融 資産の公正価値と、(b)当該債務担保金融事業 体が保有する非金融資産の帳簿価額の合計
- 2. (a)当該報告事業体が所有する受益持分に帰属する金融資産の公正価値及び非金融資産の帳簿価額の金額と、(b)当該報告企業が実施するサービスの報酬(マネジメント・フィーなど)を表す受益持分の帳簿価額の合計

報告企業が所有する受益持分に帰属する金融 資産の公正価値と非金融資産の帳簿価額の合計 (サービスの報酬を表す受益持分は除く)の変 動は、報告企業の連結包括利益計算書上に認識 される。

本 ASU 案は、公開企業については 2013 年 12 月 15 日より後に(非公開企業については 2014 年 12 月 15 日より後に)開始する事業年 度及び当該年度中の期中期間から適用される予定である。早期適用は認められる。適用の開始に際しては、適用開始日の累積的影響額を資本に対して調整する修正遡及アプローチを予定している。

ASU 案「サービス譲与の取決め (Topic 853) |

サービス譲与の取決め(service concession arrangements)とは、公共部門の事業体(譲与者(grantor))が、運営企業(operating entity)に譲与者のインフラストラクチャー(例えば、空港、道路、橋梁)を運営させるために、運営企業と締結する取決めのことである。運営企業は、インフラストラクチャーの建設、増強、維持サービスを実施する場合もある。

本 ASU 案によれば、本 ASU 案の範囲内のサービス譲与の取決めについて、運営企業は、Topic 840 のリースの会計処理を適用することが禁じられる。運営企業は、サービス譲与の取決めを適用する会計処理について、他の関連する会計基準を参照する。本 ASU 案はまた、サービス譲与の取決めで使用されるインフラストラクチャーを運営企業の有形固定資産として認識してはならない旨も明記している。

発効日については、本 ASU 案へのフィード バックを考慮した後に決定される。適用の開始 に際しては、適用開始日に存在するサービス譲 与の取決めへの影響額を累積的影響額として適 用開始年度の期首剰余金に対して調整する修正 遡及アプローチを予定している。

ASU 案「債権―債権者による、問題の生じた債務の再編(Subtopic 310-40):問題の生じた債務の再編における担保権付き住宅ローンの再分類(Reclassification of Collateralized Mortgage Loans upon a Troubled Debt Restructuring)」

ここ数年来、米国において住宅市場の冷え込みなどを原因に、銀行やその他債権者による住宅用不動産の担保権行使の事例が増加してきている。米国会計基準には、問題の生じた債務について、債権者が債権のすべて又は一部金額を充当のために債務者の資産を獲得する場合の会

計処理のガイダンスがある。

当該ガイダンスでは、債権者による「実質的な占有回復か担保権行使(in substance a repossession or foreclosure)」が行われていると判定された時に、つまり、正式な担保権行使の手続きがなされていなくても、債務者の資産に対する債権者の「物理的な占有(physical possession)」があると判定された時に、債権者が、貸付金のすべてまたは一部について認識の中止をし、債務者の資産を認識するという再分類を要求している。しかし「実質的な占有回復か担保権行使」及び「物理的な占有」という用語が、会計基準上で定義されていないため、当該再分類の要求事項の適用にばらつきが生じていた。

本 ASU 案は、住宅ローンの担保になっている住宅用不動産について、債権者による「実質的な占有回復か担保権行使」・「物理的な占有」がいつ起きているのかについて明確にすることで、いつ当該再分類がされるべきかを明確にす

ることを目的にしている。

本 ASU 案は、住宅ローンで担保権の付いた 住宅用不動産について、以下の場合に、債権者 による実質的な占有回復か担保権行使が生じて おり、物理的な占有がされていることを明確に している。

- (1) 債権者が住宅用不動産に対する法的権利を 取得した時点、または、
- (2) 担保権行使やその他類似の法的な取決めに 依らずに、借手がローンの返済のために当該 不動産に対するすべての権益を債権者への譲 渡した時点(法的権利が未移転であっても)

発効日については、本 ASU 案へのフィード バックを考慮した後に決定される。適用の開始 に際しては、債権者が適用初年度の開始日に所 有する担保権付き住宅ローンと担保権を行使し た住宅用不動産に対して本 ASU 案に従った再 分類を実施するという、修正遡及アプローチを 予定している。

### FAF、ジェームス・L.・クローカー氏を FASB の副議長に任命(2013年7月)

FAF は、7月24日に、前のSEC 主任会計官であったジェームス・L・クローカー (James L. Kroeker) 氏をFASBの副議長として任命したことを公表した。

クローカー氏の任期は、当初 2013 年 9 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日までであり、その後 5 年の再任が可能である。同氏は、2013 年 6 月 30 日で退任した前 FASB 議長のレスリー・ F.・サイドマン(Leslie F. Seidman)氏の空席 を埋める形で FASB に入ることになる。

FASBの副議長職は、FASBの歴史の早期に はあったが、その後なくなっていた。FASB議 長への要求事項が高まってきているので、今 般、FAF評議員会はこの職を復活させること を決めた。

クローカー氏は、2009 年から 2012 年まで SEC の主任会計官を務め、その前は主任会計 官代理であった。さらに、その前はデロイト・アンド・トウシュの会計サービス業務を行うナショナル・オフィスのパートナーでした。同氏は、1999 年から 2001 年の間、FASB のプラックティス・フェローであった経験がある。

当該任命に関する発表の詳細は、FASBの ウェブサイトで閲覧できる。



#### FASB、IASB と共に収益認識基準に関する移行グループを設置することを公 表(2013年7月)

FASB は IASB と共に、2013 年 7 月 26 日に、 近く公表されるコンバージェンスされた収益認 識の最終基準(以下「収益認識基準 | という。) に関する合同の移行リソース・グループ(以下 「移行グループ」という。) を設置する旨を公表

本移行グループは、共通の取引において実務 上のばらつきが生じ得ると考えられる問題を集 め、分析し、議論する。移行グループは、収益 認識基準の要求事項の適用を議論するフォーラ ムを実施し、また、ばらつきを解消する方策を 両審議会が決定するための一助となる情報があ れば、それを両審議会に提供する。移行グルー プ自身が、ガイダンスを出すことはない。

本移行グループは、本年中に収益認識基準が 公表された後に招集される。移行グループの存 在は期間限定であり、2017年に収益認識基準 が発効する前に主要な活動が実施される予定で

ある。

本移行グループは、10名から15名の財務諸 表作成者、監査人、規制当局、利用者及びその 他の利害関係者を代表する専門家から構成さ れ、両審議会のボード・メンバーを含む。移行 グループのメンバーは、収益認識基準公表後に すみやかに発表される。

利害関係者が論点を提出するためのガイドラ イン(論点の広範性、実務でのばらつきの潜在 的な発生、業種特有であれば当該業種に広範に 適用されるものか、等)は、収益認識基準の公 表後に各審議会のウェブサイト上に掲示される 予定である。

本移行グループに関する公表の詳細は FASB のウェブサイトで閲覧できる。また、本移行グ ループの活動に関するさらなる情報について は、今後 FASB のウェブサイトで入手可能に なる予定である。